

第四百五十五回
国会

参議院議院運営委員会會議録第三十九号

平成十一年七月二十三日(金曜日)

午前九時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岡野 裕君

上野 公成君

鈴木 政二君

西田 吉宏君

今泉 昭君

薬科 満治君

風間 昶君

吉川 春子君

三重野 栄子君

戸田 邦司君

松岡満壽男君

委員

中川 義雄君

仲道 俊哉君

成瀬 守重君

森下 博之君

森山 裕君

山下 善彦君

笹野 貞子君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

前川 忠夫君

但馬 久美君

弘友 和夫君

林 紀子君

斎藤 十朗君

菅野 久光君

議長
副議長

事務局側

事務総長 堀川 久士君

事務次長 貝田 泰雄君

議事部長 石堂 武昭君

委員部長 川村 良典君

記録部長 林 五津夫君

警務部長 阿部 隆洋君

庶務部長 和田 征君

管理部長 姫井 紀雄君

国際部長 田邊 敏明君

国立国会図書館側
館長 戸張 正雄君

本日の会議に付した案件

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(岡野裕君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案及び国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

○事務総長(堀川久士君) 便宜私から御説明申し上げます。

最初に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、平成十二年四月から国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、内閣法の一部を改正する法律の施行の日をもって行政各部門に置かれる支部図書館の再編成を行おうとするものでございます。

次に、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、新たな再任用制度の導入及び懲戒制度の整備に関しまして国家公務員法等が改正されたことに伴い、国会職員につきましても同様の措置を講ずるための規定の整備を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(岡野裕君) それでは、これから採決を行います。

両案に賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡野裕君) 全会一致、かように認めます。よって、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長から説明を伺います。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本件は、新たな再任用制度の導入に伴い、再任用職員の給料月額を定める等、政府職員に準じた規定の整備を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(岡野裕君) 本件につきましては、ただいま事務総長から説明がありましたとおり改正することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定をいたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長から説明を聞きます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、日程第一について、国土・環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二について、財政・金融委員長が報告された後、採決いたします。

次に、ただいま本委員会を議了いたしました国立国会図書館支部図書館法改正案及び国会職員法・国会職員育児休業法改正案の緊急上程でございます。

います。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約十五分の見込みでございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま事務総長から説明がありましたとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ない、かように認めて、そのように決定をいたします。

暫時休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国立国会図書館支部防衛庁図書館及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の統合

国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合すること。

(第一条及び附則第二項関係)

第二 行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成

内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行うこと。

第三 施行期日

この法律中第一については平成十二年四月一日から、第二については内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(附則第一項関係)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)(第一条関係)

改正案

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部防衛庁図書館	(略)
防衛庁	(略)

現行

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部防衛庁図書館	(略)
防衛庁	(略)

国立国会図書館支部経済企画庁図書館	経済企画庁
(略)	(略)

国立国会図書館支部防衛施設庁図書館	防衛施設庁
国立国会図書館支部経済企画庁図書館	経済企画庁
(略)	(略)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)(附則第二項関係)

改正案

附則

- 1 (略)
- 2 国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。

現行

附則

- 1 (略)
- 2 国立国会図書館支部防衛庁図書館及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。

改正案

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館	

現行

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という。)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館	

国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	総務省
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部郵政事業庁業務図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省

国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	日本学術会議
国立国会図書館支部内閣文庫	総理府
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部総務庁図書館	総務庁
国立国会図書館支部総務庁統計図書館	総務庁
国立国会図書館支部北海道開発庁図書館	北海道開発庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部経済企画庁図書館	経済企画庁
国立国会図書館支部科学技術庁図書館	科学技術庁
国立国会図書館支部環境庁図書館	環境庁
国立国会図書館支部国土庁図書館	国土庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省

国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部大蔵省文庫	大蔵省
国立国会図書館支部文部省図書館	文部省
国立国会図書館支部厚生省図書館	厚生省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
国立国会図書館支部工業技術院図書館	通商産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部運輸省図書館	運輸省
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵政省
国立国会図書館支部労働省図書館	労働省
国立国会図書館支部建設省図書館	建設省
国立国会図書館支部自治省図書館	自治省

第一 国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 新たな再任用制度の導入

1 各本属長は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤務期間等を考慮して両議院の議長が協議して定める要件を満たす者以下「定年退職者等」という。を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができることとする。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならないこととする。

(第十五条の四関係)

2 各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができることとする。この場合の任期については、1を準用すること。

(第十五条の五第一項及び第二項関係)

3 2の短時間勤務の職には、定年退職者等のうち、当該職について定年制度の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用できることとする。

(第十五条の五第三項関係)

二 懲戒制度の整備

1 国会議員が、各本属長の要請に応じ国会議員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者(以下「国会議員以外の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会議員以外の国家

公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として国会議員として採用された場合、当該退職前の引き続き国会議員としての在職期間中に懲戒事由があったときは、当該国会議員は、懲戒の処分を受けることとする。

(第二十八條第二項前段関係)

2 国会議員が、第一の一により採用された場合において、定年退職者等となった日以前に引き続き国会議員としての在職期間又は第一の一により採用された国会議員として在職していた期間中に懲戒事由があったときも1と同様とすること。

(第二十八條第二項後段関係)

第二 国会議員の育児休業等に関する法律の改正の要綱

部分休業に関し、第一の一により採用された国会議員(以下「再任用職員」という。)のうち、短時間勤務の職を占める国会議員に対して、常時勤務を要する職を占める再任用職員と同様の取り扱いをすることとする。

(第十一条関係)

第三 附則

一 この法律は、平成十三年四月一日から施行すること。ただし、第一の二は国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の経過規定を整備するとともに、任期の末日について第一の一「中」年齢六十五年」とあるのは、平成十三年度から平成十五年度においては年齢六十一」とし、以下三年ごとに一年ずつ段階的に引上げるための特例を設定すること。

○国会議員法新旧対照表

改正案	現行
第十五条の四 各本属長は、第十五条の第二項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤務期間等を考慮してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。	第十五条の四 各本属長は、第十五条の第二項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の効率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。
前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。	前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。	前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。
第十五条の五 各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを含む国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。)に採用することができる。	

前項の規定により採用された国会議員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十六条 本章の規定(第十条の規定を除く。)は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)及び臨時の職員については、これを適用しない。

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 職務の内外を問わずその信用を失うような行為があつたとき。

国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業

第十六条 本章の規定(第十条の規定を除く。)は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員及び臨時の職員については、これを適用しない。

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、左の事由があつた場合において懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 職務の内外を問わずその信用を失うような行為があつたとき。

と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものに使用される者(以下「国会職員以外の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下「先の退職」という。))、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る。)は、懲戒の処分を受ける。国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○国会議員の育児休業等に関する法律新旧対照表

改正案 現行

(部分休業)

第十一条 本属長は、国会職員(常時勤務することを要しない国会職員(国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができ

(部分休業)

第十一条 本属長は、国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができ

2/4 略

2/4 略

国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下「再任用職員」という。)のう

ち、指定職給料表の適用を受ける国会職員以外の国会職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六

年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六條の三中「国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第六條の八中「国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)」を「勤務時間規程」に改める。

第七條の三第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第七條の四第二項後段を次のように改める。

この場合において、本属長が支給する勤続手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 当該国会職員の勤続手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつて

は、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤続手当基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

第七條の四第四項中「前条第四項を」前条第五項に、「同条第四項を」同条第五項に改める。

第七條の五第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

第七條の六に次の一項を加える。

再任用職員には扶養手当、初任給調整手当、国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しない。

第十五條第一項中「国会職員」の下に「再任用短時間勤務職員を除く。」を加える。

第十八條第一項中「国会職員」の下に「(再任用職員を除く。)」を加える。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円—	円—	円188,500	円223,600	円241,600	円262,600	円282,500	円304,400	円340,300	円380,200	円430,100
	2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
	3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
	4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
	5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
	6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
	7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
	8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
	9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
	10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
	11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
	12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
	13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
	14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
	15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
	16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
	17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
	18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
	19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
	20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
	21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
	22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
	23			308,100	363,800	385,300	426,000					
	24			310,200	366,200	388,000	429,600					
	25			312,300	368,600	390,700						
	26			314,300	370,900	393,500						
	27			316,300	373,200							
	28			318,300	375,600							
	29			320,300								
	30			322,300								
	31			324,300								
	32			326,300								
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 167,600	円 186,600	円 204,900	円 231,900	円 261,000
	2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
	3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
	4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
	5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
	6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
	7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
	8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
	9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
	10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
	11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
	12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
	13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
	14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
	15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
	16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
	17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
	18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
	19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
	20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
	21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
	22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
	23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
	24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
	25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
	26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
	27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
	28	232,000	277,200	310,400	328,400		
	29	234,000	278,900	312,400	330,600		
	30	236,000	280,600	314,400	332,800		
	31	237,900	282,300	316,400	335,000		
	32	239,700	284,000				
	33		285,700				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 188,500	円 231,900	円 270,200	円 302,400	円 336,400	円 359,200
	2	151,600	174,200	195,600	240,500	280,300	313,200	347,200	370,000
	3	157,500	181,100	202,900	249,900	290,600	324,000	358,000	380,300
	4	163,600	188,500	210,200	259,900	300,600	334,800	368,300	390,600
	5	170,000	194,400	218,300	269,700	310,300	345,600	378,300	401,700
	6	174,600	199,800	226,400	279,600	320,000	356,400	388,400	416,000
	7	178,300	205,100	234,400	289,600	329,500	366,700	398,500	427,200
	8	181,200	210,400	241,800	299,400	338,900	376,700	410,200	438,200
	9	183,900	215,400	248,400	309,000	347,800	386,600	419,700	448,500
	10	185,600	219,600	254,600	318,400	356,700	396,200	426,000	458,000
	11		222,600	260,400	327,400	365,400	405,700	431,700	467,200
	12		224,600	265,000	336,400	373,200	414,400	437,300	473,800
	13		226,500	268,800	344,900	379,000	419,100	442,000	480,400
	14		228,400	272,100	353,300	384,200	422,600	446,700	487,000
	15		230,300	275,400	360,100	388,800	426,100	451,500	492,000
	16			277,900	365,900	392,500	429,600	456,300	496,500
	17			280,300	370,300	396,000	433,300	460,500	500,900
	18			282,700	374,100	399,500	437,000	464,500	505,300
	19			285,000	377,300	402,800	440,800		509,700
	20			287,200	380,500	406,000	444,500		514,100
	21			289,200	383,600	409,100	448,200		518,500
	22			291,200	386,600	412,200			522,900
	23			293,200	389,400	415,400			527,200
	24			295,100	392,400				
	25			297,000	395,300				
	26			298,800	398,100				
	27			300,600	401,000				
	28			302,400					
	29			304,500					
再任用職員		158,900	186,800	216,000	272,100	304,100	336,200	365,500	398,200

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 236,200	円 264,300	円 293,400	円 318,700	円 345,900
	2	160,200	202,600	244,500	273,600	303,600	329,000	356,300
	3	168,000	210,900	253,700	282,900	313,800	339,300	366,700
	4	175,700	219,400	263,000	292,300	324,100	349,700	377,200
	5	183,100	226,900	272,300	301,700	334,400	360,100	387,700
	6	192,400	234,400	281,500	311,600	344,800	370,400	397,800
	7	202,400	242,300	290,900	320,700	355,100	380,900	407,900
	8	210,000	250,700	300,300	330,000	365,400	391,000	417,900
	9	217,600	259,100	309,600	339,700	375,600	401,100	428,500
	10	225,000	267,500	318,200	349,300	385,500	411,100	439,100
	11	231,800	276,000	327,200	358,700	395,500	421,400	449,600
	12	239,100	284,400	336,500	368,100	405,500	431,600	459,600
	13	247,000	292,900	345,800	377,300	415,600	441,500	468,800
	14	254,000	301,300	355,000	386,600	425,500	450,200	478,100
	15	262,000	309,800	364,400	396,400	434,700	458,600	486,600
	16	270,000	318,400	373,600	406,500	443,300	466,400	493,400
	17	277,900	327,000	382,900	414,200	451,600	472,300	500,000
	18	285,800	335,500	392,700	421,500	458,500	477,500	504,200
	19	293,100	343,700	402,800	427,600	463,900	481,900	508,000
	20	300,400	351,500	410,500	434,100	469,000	485,600	511,900
	21	307,400	359,100	417,800	438,600	472,700	489,200	515,700
	22	314,200	367,200	423,900	442,400	476,200	492,900	519,500
	23	321,000	375,200	429,900	445,900	479,700	496,600	
	24	327,700	382,900	433,700	449,200	483,300	500,300	
	25	334,100	390,300	437,000	452,500	486,900		
	26	340,600	397,600	440,100	455,500	490,500		
	27	347,300	403,500	443,300	458,700			
	28	354,000	409,500	446,400				
	29	360,300	413,200	449,400				
	30	366,000	416,500	452,400				
	31	371,000	419,600					
	32	375,500	422,800					
	33	380,200	425,900					
	34	383,000	428,900					
	35	385,700	431,800					
	36	388,400						
	37	391,000						
	38	393,700						
再任用職員		259,900	270,800	288,200	310,400	340,100	361,300	386,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

(国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二条 国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定の一部)を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

第四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、本属長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日設けることができる。

第四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第五条第二項中「八日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を加える。

第十三条第二項第一号中「二十日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)」を加える。

○国会議員の給与等に関する規程新旧対照表

改正案

現行

第一条

(第一項から第十三項まで略)

国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十五条の四第一項

第十九条中「国会議員」の下に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を、「事項については」の下に「、第三条から前条までの規定にかかわらず」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十三年四月一日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に同法第一条の規定による改正前の国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会議員(以下この条において「旧法再任用職員」という。)に対する第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程第一条第十四項、第七条の三第三項、第七条の四第二項、第七条の五第三項、第七条の六第四項、第十八条第一項及び別表第三から別表第五までの規定の適用については、旧法再任用職員は、国会議員法第十五条の四第一項の規定により採用された国会議員でないものとみなす。

又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会議員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける国会議員以外の国会議員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第一条の二 法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第四項及び第十四項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間と除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の三 国会議員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第十三条第一項第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。)は、給料の特別調整額は

第六条の三 国会議員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十三条第一項第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。)は、給料の特別調整額は

支給することができない。

第六条の八 国会職員(法第二十四条の三に規定する国会職員を除く。以下この項において同じ。)が勤務しないときは、勤務時間規程第十条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(第二項から第四項まで略)

第七条の三

(第一項・第二項略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とある

認を得て勤務しなかつた場合を除く。)は、給料の特別調整額は支給することができない。

第六条の八 国会職員(法第二十四条の三に規定する国会職員を除く。以下この項において同じ。)が勤務しないときは、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。)第十条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(第二項から第四項まで略)

第七条の三

(第一項・第二項略)

のは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の八十」とする。

第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

(第五項・第六項略)

第七条の四

(第一項略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額を加算した額は、百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

(第四項・第五項略)

第七条の四

(第一項略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれらに対する調整手当の月額の合計額を加算した額は、百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

整手当の月額合計額を加算した額に百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員、当該再任用職員の勤労手当基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

(第三項 略)

前条第五項の規定は、第二項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

第七条の五

(第一項・第二項略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の九十」とする。

第二項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会議員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に應ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

(第三項 略)

前条第四項の規定は、第二項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

第七条の五

(第一項・第二項略)

前項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会議員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に應ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

(第五項・第六項略)

第七条の六

(第一項から第三項まで略)

再任用職員には扶養手当、初任給調整手当、国会特別手当、衛視特別手当、住居手当及び単身赴任手当を支給しない。

第十五条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務職員を除く。)

つき三万九千二百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

前項の国会議員に対しては、同項の手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第一項の国会議員のうち、勤務形態が常勤を要する国会議員に準ずるもの及び勤務形態がこれらに至らない者で常勤の国会議員の給与との権衡上必要があると認められるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第十八条 国会議員(再任用職員を除く。)

在職中死亡したときは、在職最終給料の六月份に相当する金額を弔慰金としてその遺族に支給する。ただし、臨時勤務又は非常勤のものについては、この金額の範囲内で支給することができる。

前項の遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

(第四項・第五項略)

第七条の六

(第一項から第三項まで略)

第十五条 非常勤の国会議員については、勤務一日につき三万九千二百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

前項の国会議員に対しては、同項の手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第一項の国会議員のうち、勤務形態が常勤を要する国会議員に準ずるもの及び勤務形態がこれらに至らない者で常勤の国会議員の給与との権衡上必要があると認められるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

第十八条 国会議員が在職中死亡したときは、在職最終給料の六月份に相当する金額を弔慰金としてその遺族に支給する。ただし、臨時勤務又は非常勤のものについては、この金額の範囲内で支給することができる。

前項の遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とする。

改正案

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	137,300	174,200	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
	3	141,700	181,100	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
	4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
	5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
	6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
	7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
	8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
	9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
	10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
	11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
	12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
	13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
	14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
	15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
	16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
	17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
	18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
	19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
	20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
	21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
	22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
	23			308,100	363,800	385,300	426,000					
	24			310,200	366,200	388,000	429,600					
	25			312,300	368,600	390,700						
	26			314,300	370,900	393,500						
	27			316,300	373,200							
	28			318,300	375,600							
	29			320,300								
	30			322,300								
	31			324,300								
	32			326,300								
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

現 行

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
23			308,100	363,800	385,300	426,000					
24			310,200	366,200	388,000	429,600					
25			312,300	368,600	390,700						
26			314,300	370,900	393,500						
27			316,300	373,200							
28			318,300	375,600							
29			320,300								
30			322,300								
31			324,300								
32			326,300								

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

改正案

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 167,600	円 186,600	円 204,900	円 231,900	円 261,000
	2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
	3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
	4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
	5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
	6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
	7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
	8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
	9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
	10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
	11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
	12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
	13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
	14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
	15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
	16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
	17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
	18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
	19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
	20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
	21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
	22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
	23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
	24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
	25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
	26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
	27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
	28	232,000	277,200	310,400	328,400		
	29	234,000	278,900	312,400	330,600		
	30	236,000	280,600	314,400	332,800		
	31	237,900	282,300	316,400	335,000		
	32	239,700	284,000				
	33		285,700				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現 行

ロ 行政職給料表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 167,600	円 186,600	円 204,900	円 231,900	円 261,000
2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
28	232,000	277,200	310,400	328,400		
29	234,000	278,900	312,400	330,600		
30	236,000	280,600	314,400	332,800		
31	237,900	282,300	316,400	335,000		
32	239,700	284,000				
33		285,700				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

改正案

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	—	—	188,500	231,900	270,200	302,400	336,400	359,200
	2	151,600	174,200	195,600	240,500	280,300	313,200	347,200	370,000
	3	157,500	181,100	202,900	249,900	290,600	324,000	358,000	380,300
	4	163,600	188,500	210,200	259,900	300,600	334,800	368,300	390,600
	5	170,000	194,400	218,300	269,700	310,300	345,600	378,300	401,700
	6	174,600	199,800	226,400	279,600	320,000	356,400	388,400	416,000
	7	178,300	205,100	234,400	289,600	329,500	366,700	398,500	427,200
	8	181,200	210,400	241,800	299,400	338,900	376,700	410,200	438,200
	9	183,900	215,400	248,400	309,000	347,800	386,600	419,700	448,500
	10	185,600	219,600	254,600	318,400	356,700	396,200	426,000	458,000
	11		222,600	260,400	327,400	365,400	405,700	431,700	467,200
	12		224,600	265,000	336,400	373,200	414,400	437,300	473,800
	13		226,500	268,800	344,900	379,000	419,100	442,000	480,400
	14		228,400	272,100	353,300	384,200	422,600	446,700	487,000
	15		230,300	275,400	360,100	388,800	426,100	451,500	492,000
	16			277,900	365,900	392,500	429,600	456,300	496,500
	17			280,300	370,300	396,000	433,300	460,500	500,900
	18			282,700	374,100	399,500	437,000	464,500	505,300
	19			285,000	377,300	402,800	440,800		509,700
	20			287,200	380,500	406,000	444,500		514,100
	21			289,200	383,600	409,100	448,200		518,500
	22			291,200	386,600	412,200			522,900
	23			293,200	389,400	415,400			527,200
	24			295,100	392,400				
	25			297,000	395,300				
	26			298,800	398,100				
	27			300,600	401,000				
	28			302,400					
	29			304,500					
再任用職員		158,900	186,800	216,000	272,100	304,100	336,200	365,500	398,200

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現 行

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 188,500	円 231,900	円 270,200	円 302,400	円 336,400	円 359,200
2	151,600	174,200	195,600	240,500	280,300	313,200	347,200	370,000
3	157,500	181,100	202,900	249,900	290,600	324,000	358,000	380,300
4	163,600	188,500	210,200	259,900	300,600	334,800	368,300	390,600
5	170,000	194,400	218,300	269,700	310,300	345,600	378,300	401,700
6	174,600	199,800	226,400	279,600	320,000	356,400	388,400	416,000
7	178,300	205,100	234,400	289,600	329,500	366,700	398,500	427,200
8	181,200	210,400	241,800	299,400	338,900	376,700	410,200	438,200
9	183,900	215,400	248,400	309,000	347,800	386,600	419,700	448,500
10	185,600	219,600	254,600	318,400	356,700	396,200	426,000	458,000
11		222,600	260,400	327,400	365,400	405,700	431,700	467,200
12		224,600	265,000	336,400	373,200	414,400	437,300	473,800
13		226,500	268,800	344,900	379,000	419,100	442,000	480,400
14		228,400	272,100	353,300	384,200	422,600	446,700	487,000
15		230,300	275,400	360,100	388,800	426,100	451,500	492,000
16			277,900	365,900	392,500	429,600	456,300	496,500
17			280,300	370,300	396,000	433,300	460,500	500,900
18			282,700	374,100	399,500	437,000	464,500	505,300
19			285,000	377,300	402,800	440,800		509,700
20			287,200	380,500	406,000	444,500		514,100
21			289,200	383,600	409,100	448,200		518,500
22			291,200	386,600	412,200			522,900
23			293,200	389,400	415,400			527,200
24			295,100	392,400				
25			297,000	395,300				
26			298,800	398,100				
27			300,600	401,000				
28			302,400					
29			304,500					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

改正案

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	160,200	202,600	244,500	273,600	303,600	329,000	356,300
	3	168,000	210,900	253,700	282,900	313,800	339,300	366,700
	4	175,700	219,400	263,000	292,300	324,100	349,700	377,200
	5	183,100	226,900	272,300	301,700	334,400	360,100	387,700
	6	192,400	234,400	281,500	311,600	344,800	370,400	397,800
	7	202,400	242,300	290,900	320,700	355,100	380,900	407,900
	8	210,000	250,700	300,300	330,000	365,400	391,000	417,900
	9	217,600	259,100	309,600	339,700	375,600	401,100	428,500
	10	225,000	267,500	318,200	349,300	385,500	411,100	439,100
	11	231,800	276,000	327,200	358,700	395,500	421,400	449,600
	12	239,100	284,400	336,500	368,100	405,500	431,600	459,600
	13	247,000	292,900	345,800	377,300	415,600	441,500	468,800
	14	254,000	301,300	355,000	386,600	425,500	450,200	478,100
	15	262,000	309,800	364,400	396,400	434,700	458,600	486,600
	16	270,000	318,400	373,600	406,500	443,300	466,400	493,400
	17	277,900	327,000	382,900	414,200	451,600	472,300	500,000
	18	285,800	335,500	392,700	421,500	458,500	477,500	504,200
	19	293,100	343,700	402,800	427,600	463,900	481,900	508,000
	20	300,400	351,500	410,500	434,100	469,000	485,600	511,900
	21	307,400	359,100	417,800	438,600	472,700	489,200	515,700
	22	314,200	367,200	423,900	442,400	476,200	492,900	519,500
	23	321,000	375,200	429,900	445,900	479,700	496,600	
	24	327,700	382,900	433,700	449,200	483,300	500,300	
	25	334,100	390,300	437,000	452,500	486,900		
	26	340,600	397,600	440,100	455,500	490,500		
	27	347,300	403,500	443,300	458,700			
	28	354,000	409,500	446,400				
	29	360,300	413,200	449,400				
	30	366,000	416,500	452,400				
	31	371,000	419,600					
	32	375,500	422,800					
	33	380,200	425,900					
	34	383,000	428,900					
	35	385,700	431,800					
	36	388,400						
	37	391,000						
	38	393,700						
再任 用職 員		259,900	270,800	288,200	310,400	340,100	361,300	386,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

現 行

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 236,200	円 264,300	円 293,400	円 318,700	円 345,900
2	160,200	202,600	244,500	273,600	303,600	329,000	356,300
3	168,000	210,900	253,700	282,900	313,800	339,300	366,700
4	175,700	219,400	263,000	292,300	324,100	349,700	377,200
5	183,100	226,900	272,300	301,700	334,400	360,100	387,700
6	192,400	234,400	281,500	311,600	344,800	370,400	397,800
7	202,400	242,300	290,900	320,700	355,100	380,900	407,900
8	210,000	250,700	300,300	330,000	365,400	391,000	417,900
9	217,600	259,100	309,600	339,700	375,600	401,100	428,500
10	225,000	267,500	318,200	349,300	385,500	411,100	439,100
11	231,800	276,000	327,200	358,700	395,500	421,400	449,600
12	239,100	284,400	336,500	368,100	405,500	431,600	459,600
13	247,000	292,900	345,800	377,300	415,600	441,500	468,800
14	254,000	301,300	355,000	386,600	425,500	450,200	478,100
15	262,000	309,800	364,400	396,400	434,700	458,600	486,600
16	270,000	318,400	373,600	406,500	443,300	466,400	493,400
17	277,900	327,000	382,900	414,200	451,600	472,300	500,000
18	285,800	335,500	392,700	421,500	458,500	477,500	504,200
19	293,100	343,700	402,800	427,600	463,900	481,900	508,000
20	300,400	351,500	410,500	434,100	469,000	485,600	511,900
21	307,400	359,100	417,800	438,600	472,700	489,200	515,700
22	314,200	367,200	423,900	442,400	476,200	492,900	519,500
23	321,000	375,200	429,900	445,900	479,700	496,600	
24	327,700	382,900	433,700	449,200	483,300	500,300	
25	334,100	390,300	437,000	452,500	486,900		
26	340,600	397,600	440,100	455,500	490,500		
27	347,300	403,500	443,300	458,700			
28	354,000	409,500	446,400				
29	360,300	413,200	449,400				
30	366,000	416,500	452,400				
31	371,000	419,600					
32	375,500	422,800					
33	380,200	425,900					
34	383,000	428,900					
35	385,700	431,800					
36	388,400						
37	391,000						
38	393,700						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

○国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改 正 案 現 行

(一週間の勤務時間)

第三条 国会議員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。

2 国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員(以下「再任用短時間勤務議員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。とする。ただし、本属長は、再任用短時間勤務議員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務議員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 略

第五条 略

2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務議員にあつては、八日以上)の週休日を設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務議員にあつては、八日以上)の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定

(一週間の勤務時間)

第三条 国会議員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間当たり四十時間とする。

2 国会議員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会議員(以下「再任用短時間勤務議員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、本属長が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。とする。ただし、本属長は、再任用短時間勤務議員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。

3 略

第五条 略

2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設け、及び当該期間につき第三条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会議員について、両議院の議長

する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会議員について、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外の国会議員 二十日(再任用短時間勤務議員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)

二・三 略

2・3 略

(非常勤の国会議員の勤務時間及び休暇)

第十九条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務議員を除く。)の勤務時間及び休暇に関する事項については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。

が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十三条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会議員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる国会議員以外の国会議員 二十日

二・三 略

2・3 略

(非常勤の国会議員の勤務時間及び休暇)

第十九条 非常勤の国会議員の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。

七月二十三日(金)の議事予定
日程第一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(衆議院提出)
日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(緊急上程予定)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会議員法及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

七月二十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案(千葉孝子君外四名発議)

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律

(国会議員地位利用収賄)

第一条 国会議員が、特定の者に不当に利益を得させる目的でその地位を利用して他の公務員にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。(没収及び追徴)

第二条 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第三条 第一条の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第四条 第一条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(公職選挙法の一部改正)

2 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「第百九十七条の四(あつせん収賄)の罪」の下に「又は国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律(平成十一年法律第 号)第一条(国会議員地位利用収賄)の罪」を加える。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ハ中「第二百三十三条の罪」の下に「若しくは国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律(平成十一年法律第 号)第三条の罪」を加える。

(民事執行法の一部改正)

4 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「第百九十八条」の下に「又は国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律(平成十一年法律第 号)第一条若しくは第三条」を加える。

平成十一年七月二十七日印刷

平成十一年七月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B